

2026年度大津市市民活動センター「スモールオフィス」使用団体募集要項

2026年1月
大津市市民活動センター

大津市は、2006年4月29日、市民活動団体の活動を支援することを目的として「大津市市民活動センター」を開設しました。

当センターは、市民活動団体への貸事務所として「スモールオフィス」を備えています。この度2026年度のスモールオフィス使用団体を次のとおり募集します。

1 大津市市民活動センターの概要

- (1) 名称 大津市市民活動センター
- (2) 所在地 大津市浜大津四丁目1番1号（明日都浜大津1階）
- (3) 開設 2006年4月29日
- (4) 開館 年中無休（12月29日～1月3日を除く） 9時～21時
- (5) 施設（面積） 414.39㎡
（内容） 交流スペース、ショーケース、図書コーナー、掲示コーナー、作業ルーム
大会議室（36人定員） 中会議室（24人定員）、小会議室（18人定員）
スモールオフィス（16区画）、ロッカー、メールボックス、倉庫

2 スモールオフィスの概要

- (1) 全体面積 52.16㎡
- (2) 区画数 16区画
- (3) 設備 1区画 占有面積約3.26㎡
事務机 1台（幅120cm×奥行80cm）
デスクトップパネル（机の前面と両サイドの仕切り板）
イス 1脚 ・ ワゴン（引き出し） 1台
ロッカー 1区画（幅27cm×奥行48cm×高さ82cm）
電話機 1台（電話の契約・使用申込・料金支払は使用団体負担）
インターネット（全オフィス使用団体で共有のサーバーを使用）
電源コンセント 1ヶ所（4口）125V
- (4) 使用料 1区画 年間67,200円
（1ヶ月 ブース使用料5,260円 インターネット使用料340円 税込）

3 スモールオフィスの使用区画

スモールオフィスは、原則として1区画の使用とします。募集の結果、空き区画が生じた時は2区画使用希望団体に認可されます。

4 スモールオフィスの使用期間

2026年4月1日～2027年3月31日

上記期間中、スモールオフィスを使用できるのは大津市市民活動センターの開館時間とします。

5 応募資格

スモールオフィスの使用申請をできる団体は、大津市において主たる活動を行う市民公益活動団体（新規設立団体を含む）であって、次の条件に該当することが必要です。

- (1) 概ね学区（小学校通学区域をいう）より広範囲の区域を対象として活動を行う。
- (2) 団体の構成員が5人以上で、その半数以上が大津市民である。
- (3) 団体の規約を定めている。
- (4) 事務所機能を必要とし、スモールオフィスを主たる事務所として使用する。

（注1）市民公益活動とは、市民による自主的・自発的な社会貢献活動をいいます。

（注2）団体の法人格は問わないが、趣味のサークルや個人は不可です。

（注3）営利団体、宗教団体及び政治団体は除きます。

（注4）公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるものは除きます。

（注5）不法行為を行うおそれがある組織またはそれに属する組織は除きます。

6 申請

所定の申込用紙に必要事項を記入し、申請受付期間内に当センターに持参してください。

メール、FAXや郵送等では受付できません。

申込用紙の提出を受理させていただいた際に使用申請書をお渡し致しますので、1週間以内に使用申請書と審査に必要な提出書類をすべて提出いただきます。

※書類に不備や未提出がある場合には受付できません。

- (1) 申込用紙配布・受付

（期 間）2026年2月2日（月）～2月23日（月・祝） 必着

（場 所）大津市市民活動センター（電話 077 - 527 - 8661）

7 提出書類

- (1) 大津市市民活動センタースモールオフィス使用申請書
- (2) 規約、定款、又はこれらに相当する書類
- (3) 役員名簿（新規設立団体は会員名簿）
- (4) 直近の事業報告書および収支決算書（新規設立団体は不要）
- (5) 次年度計画書および予算書
- (6) 活動状況がわかる参考資料（会報、ニュースレターなど提出できる資料、4ページ程度まで）

※ 継続での使用申請の団体は（2）（3）は提出不要。前年度より変更がある場合には提出。

※ 事業報告および収支決算に関する書類は、当該箇所のみ抜粋。

9 使用

- (1) スモールオフィスの使用は、使用許可期間に対し、使用料がかかります。
- (2) 使用料は、使用する月の前月末までに現金により納入してください。
※初回のみ4月1日以降（使用日の初日）の納入とします。
- (3) スモールオフィス使用団体相互の交流促進と市民活動センターの機能向上を目的として、適宜、使用団体、指定管理者等の意見交換会を開催します。
- (4) センタースタッフは、施設の管理運営上必要があると認めた場合、スモールオフィスに立ち入ることがあります。
- (5) スモールオフィスへの入室は、電子キーを使用します。各使用団体には、事前にスモールオフィス使用者登録をいただいた方へ電子キー引き換えカードをお渡ししますので、センター受付にて引き換えカードと専用の電子キーを交換して入室いただきます。
※電子キーは1区画1枚、電子キー引き換えカードは各区画6名までとします。
- (6) 引き換えカードの再発行はできません。
※紛失等での再発行や新規追加には手続きと発行手数料（1枚 200円）が必要となります。

10 退去

スモールオフィスの使用許可期間中に団体が使用を中止する場合は、3カ月前までに所定の書面により申し出てください。

その際、退去月の使用料金までが発生します。全期間分を納入されている場合には退去翌月以降の料金は返金致しますが、3ヶ月前までに手続きをされていない場合には、3カ月分の使用料金が発生します。（1月前での手続きの場合は2ヶ月分の支払 等）

※退去事由や退去時期（年度末など）により異なる場合もあります。

11 使用許可の取り消し

次の事項に該当する場合、使用許可を取り消すことがあります。

- (1) スモールオフィスの使用許可期間中に、使用団体が解散もしくは活動を中止する等本要項に定める資格要件（前記5、応募資格）を欠くこととなった場合。
- (2) スモールオフィスの使用期間中に、市民活動センターの適正な管理運営を阻害する行為を行った場合。
- (3) 料金未払い・不正入室などの違反行為があった場合。

※取り消しとなった場合、一旦納入された使用料は還付しません。また、退去と同様の料金が発生します。

(問い合わせ先)

大津市市民活動センター（明日都浜大津1階 077-527-8661）